

自治体職員などのふりをして「健康保険料の還付がある」「医療費の払い戻しがある」「税金の還付金がある」と言つてATMに行くよう誘導し、振り込みをさせる「還付金詐欺」が増える時期です。被害回復は大変困難ですので、だまされないよう十分に注意しましょう。

い。ATMに着いたら〇〇…に電話してください

⑤ATMコーナーから電話をかけると、機械の操作方法を指示される。

例：「払戻金を受け取る□座を登録しますので『振込』を押してください」…

「これから言う□座情報を入力してください」…

【主な手口】

①役場や税務署、社会保険事務所や年金事務所などの公的機関の職員や、金融機関の職員になりますとして電話をかける。

②医療費、保険料、税金等の還付金(払戻金)の話をし、払いすぎたお金が返つてくると思わせる。

例：「医療費の払戻金の通知を送らせていただきましたが、手続きはお済みですか」

③すぐに手続きをしなければならないかのように信じ込ませる。

例：「払戻金の受け取り期日は今日までです」

「今日中に手続きをしなければ返金できなくなってしまいます」

④携帯電話とキャッシュカードを持って人目につきにくいATMに行き、そこから電話をするよう誘導する。

例「払戻金はあなたの□座に振り込みますので、携帯電話とキャッシュカードを持って、すぐにATMに行ってください」

知のお知らせ』という書面が届いた。書面には自分の住所・氏名と携帯電話番号の記載があり、「貴方の携帯電話で利用された契約不履行による民事訴訟として、身辺調査の開始、訴状の提出がされました事をご通知致します」と記載されています。架空請求として無視して良いだろ

うか」という相談が寄せられ、国民生活センターからも注意が呼びかけられています。

☆封書(書面)が届いても絶対に連絡を取らないでください。

☆正式な裁判手続きでは、訴状は「特別送达」と記載された裁判所の名前入りの封書で、郵便職員が直接手渡すこととなっています。郵便受けに投げ込まれることはありません。

☆封書(書面)が届いても絶対に連絡を取らないでください。

連絡をすると、調査費用、延滞料、公正証書代金などの名目でお金を請求されたり、個人情報を聞き出そうとされたりしますので、このようなハガキや封書(書面)は無視してください。

☆還付金などに心当たりがある場合でも、相手の話をうのみにせず、役場や税務署、年金事務所などに確認を。

☆ひとりで判断せず誰かに相談しましょう。

あなたの携帯電話番号が記載された架空請求は無視してください!

【重要】と書かれた封書で『訴訟最終告

ATMで医療費や健康保険料、税金などの還付金を受け取ることはできません！だまされないで！！

消費生活
相談室

